

九州国際大学経済学会規約

第1条（名称）本会は、九州国際大学経済学会とする。

第2条（事務所）本会の事務所は、九州国際大学（以下本学という）経済学部内に置く。

第3条（目的）本会は、経済学、経営学および関連分野の学術研究ならびにその成果の普及を目的とする。

第4条（事業）本会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 研究機関誌その他の出版物の刊行
- 2 研究会、講演会、講習会などの開催
- 3 学生会員の研究活動にたいする助成
- 4 その他本会の目的の達成に必要と認められる事業

第5条（会員）本会は、次の会員によって構成する。

- 1 正会員 本学経済学部の専任教員で、所定の会費を納める者
- 2 学生会員 本学経済学部学生
- 3 名誉会員 本学の名誉教授およびこれに準ずる者
- 4 特別会員 上記以外で入会を希望する者のうち、総会において承認された者
- 5 賛助会員 本会の趣旨に賛同し所定の会費を納める者

第6条（会費）会員は、次の会費を納入する。

- 1 正会員 年額二万四千円
- 2 学生会員 年額五千五百円、ほかに入会金五百円
- 3 特別会員 年額一万二千円
- 4 賛助会員 年額七万円以上

第7条（会員の特典）

- 1 研究機関誌に投稿できる
- 2 研究機関誌の配布を受ける
- 3 本会の主催する各種行事に参加できる

第8条（役員）本会に次の役員を置く。

- 1 会長（一名）本会を代表し、その事業を統括する。
- 2 運営委員（三名）うち一名を幹事とし、本会事務全般および会計を処理する。
残り二名は編集委員として研究機関誌の編集事務を担当する。
- 3 会計監査（二名）本会の会計を監査する。

第9条（役員の選出）役員は、正会員の中から総会において選出する。役員の任期は一年とし、再任を妨げない。

第10条（総会）本会の最高議決機関は、正会員で構成される総会とし、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの各年度内に少なくとも一回開催するものとする。総会は正会員の過半数の出席をもって成立する。

第11条（会計）本会の会計は、会費および寄付金収入からなり、その決算は各年度ごとに総会の承認を受けなければならない。

第12条（規約の改正）本規約の改正は、総会の承認を受けなければならない。

附 則

第13条（施行期日）

- 1 本規約は、一九九四年四月一日から施行する。
- 2 この改正した規約は、二〇〇七年四月一日から施行する。